

飯塚市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年飯塚市告示第377号)
の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(事業構成及び内容)</p> <p>第3条 市長は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を行うものとし、当該各号の事業の内容は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、<u>第1号ウに掲げる事業の内容は、飯塚市地域支援事業実施要綱(平成24年飯塚市告示第377号。以下「地域支援要綱」という。)</u>第4条第2項第3号に規定する「食」の自立支援事業(配食サービス)の例による。</p> <p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業(第一号事業をいう。以下「サービス事業」という。)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ その他の生活支援サービス(第一号生活支援事業をいう。)</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(総合事業の実施方法)</p> <p>第7条 市長は、サービス事業を通知別記1<u>の2(4)アからエまでの</u>いずれかの方法により実施するものとする。ただし、第3条第1号アに掲げる訪問型サービスのうち現行相当訪問サービス及び同号イに掲げる通所型サービスのうち現行相当通所サービスについ</p>	<p>(事業構成及び内容)</p> <p>第3条 市長は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を行うものとし、当該各号の事業の内容は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業(第一号事業をいう。以下「サービス事業」という。)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(総合事業の実施方法)</p> <p>第7条 市長は、サービス事業を通知別記1第2の1の(1)ア(エ)①(a)から(d)までのいずれかの方法により実施するものとする。ただし、第3条第1号アに掲げる訪問型サービスのうち現行相当訪問サービス及び同号イに掲げる通所型サービスのうち現行相当通所</p>

ては、指定事業者により実施するものとする。

- 2 市長は、一般介護予防事業を通知別記1の2(4)ア、ウ又はエのいずれかの方法により実施するものとする。

(その他の生活支援サービスに係る費用の額等)

第12条の3 第3条第1号ウに規定するその他の生活支援サービスに係る費用の額その他当該サービスに関し必要な事項については、地域支援要綱第4条第2項第3号に規定する「食」の自立支援事業(配食サービス)の例による。

サービスについては、指定事業者により実施するものとする。

- 2 市長は、一般介護予防事業を通知別記1第2の1の(1)ア(エ)①(a)、(b)又は(d)のいずれかの方法により実施するものとする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。